

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年12月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200101 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200056 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年5月21日から昭和58年7月15日まで

私は、昭和57年5月21日にA社へ入社し、営業の仕事をしていたが、同年9月頃、同社の社長から言われ、B社へ出向し勤務した。出向期間を含む請求期間において、A社から給与が支給され、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該期間の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が名前を挙げている元同僚及び元取締役の回答及び陳述から、期間の特定はできないものの、請求者の主張のとおり、請求者がA社からB社に出向していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主及び商業登記簿謄本において確認できる複数の元取締役に照会を行ったものの、元事業主及び複数の元取締役は同社に係る資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の元同僚に照会したもの、請求者のA社における勤務期間等について、具体的な回答及び陳述は得られなかったことから、請求者の請求期間に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者の請求期間におけるA社に係る記録は確認できない。

加えて、A社は、請求期間当時にC厚生年金基金に加入していたところ、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会（回答）によると、請求期間における同厚生年金基金の加入記録は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200103 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200057 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険加入期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額は当初 41 万円と記録されていたが、私に対する給与誤支給が発覚したことにより、現在は 38 万円と記録されている。

しかし、平成 26 年 8 月 5 日付けの給与支給に関する誤りの精算についての証明書には、厚生年金保険の標準報酬月額の記録は遡って訂正しない旨が記載されており、また、同年 9 月には私と A 社の間で、当該証明書を前提に誤支給給与の精算に係る金額及び方法についての合意があったので、請求期間に係る標準報酬月額は当初記録されていた 41 万円に訂正する必要があると考える。

請求期間について、当初記録されていた標準報酬月額（41 万円）に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与支給明細書等を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初 41 万円と記録されていたところ、A 社が給与の過払いがあったとして年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）（平成 24 年 9 月適用）により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、平成 26 年 1 月 14 日付けで 38 万円に訂正されていることが確認できる。

また、請求者から提出された給与支給明細書によると、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当初の標準報酬月額（41 万円）と同額であることが確認できる。

しかしながら、請求者及び B 社から提出された請求者に対する未払い及び過払い賃金等の精

算に係る合意書（写）（以下「合意書」という。）によると、請求者に対する過払い賃金とA社が請求者の給与から誤って控除した厚生年金保険料（3万180円）を、厚生年金保険料の徴収権の時効が成立する前の平成26年9月11日付けで精算する旨の記載が確認できる上、B社も、請求者に対する給与の過払いにより請求者の給与から誤って控除した厚生年金保険料（3万180円）は、合意書に基づき同年9月11日に請求者に返金した旨回答及び陳述している。

また、合意書に記載されている精算内容について、B社から提出された賃金台帳（写）、過去給与・返還対象金明細（過払い及び未払い明細）（写）及び過払い給与等の再計算に係る資料（写）並びに請求者から提出された給与支給明細書及び過払い返還金に係る領収書（以下、併せて「賃金台帳等」という。）に基づき検証したところ、合意書に記載されている内容どおりの精算が行われていることが確認でき、その結果、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも38万円であると認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述のとおり、合意書及び賃金台帳等により認められる当該期間に係る本来の報酬月額（平成24年9月の定時決定に係る報酬月額）に基づく標準報酬月額及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間に係る平成26年1月14日付けの訂正後の標準報酬月額（38万円）と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

なお、請求者は、自身とA社の間で、厚生年金保険の標準報酬月額の記録は遡って訂正しないことを前提に誤支給給与の精算に係る金額及び方法についての合意があったので、請求期間に係る標準報酬月額は当初記録されていた41万円に訂正する必要がある旨主張しているが、上述のとおり、請求者に対する給与の過払いの精算が完了しており、その結果、当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は38万円であると認められることから、請求者が主張する標準報酬月額（41万円）としての記録の訂正は認められない。